

令和５年度第４回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録（概要）

令和５年度第４回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会は、令和６年３月２１日（木）午後２時００分、大津町役場２階町民協働ルームにおいて開催された。

１．当日の出席者は次のとおりである。

被保険者代表	西岡 智子、太田 昭子、小西 壽美恵
公益代表	三宮 美香、甲斐 徹也、安永 隆敏
保険医代表	岩上 英一、
歯科医代表	近藤 健之
薬剤師会代表	花岡 亮介
欠席者	西岡 逸郎、柴田 昌一朗、川谷 弘和

２．当日の議案説明のために出席した者は次のとおりである。

健康福祉部長	坂本 光成
健康保険課 課長	緒方 るみ
健康保険課 国保・医療係長	山部 美保
健康保険課 健康推進係長	石原 春香
健康保険課 健康推進係（主査・保健師）	古庄 美穂
住民生活部長	木村 欣也
税務課長	宮崎 俊也
税務課 住民税係長	徳留 久士

３．当日の議案は次のとおりである。

（別紙の記載）

４．閉会 午後３時２０分

【議事録】

１．開 会（事務局）

ただ今から令和５年度第４回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。

２．部長あいさつ（部長挨拶）

みなさん、こんにちは。「大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

当協議会は、保険給付や国保税をはじめ、国民健康保険に関する重要事項について、

関係者が審議を行う場として、国民健康保険法にも規定されている大変重要な機関でございます。

本年度は、8月、11月、今年1月の計3回、運営協議会を開催し、国保税率の引き上げ等について審議していただき、いただいた答申をもとに、令和6年第2回大津町定例会に条例案を上程させていただきました。

そして、去る3月19日に閉会した定例会において、「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」と「令和6年度大津町国民健康保険特別会計当初予算案」を、紆余曲折ありましたが原案のとおり議決をいただきまして、令和6年度から新たな税率として国保の運営を予定しているところです。委員会の審議では、「国保税条例の一部改正案」について、「否決」を受けるなど、複数の議員から厳しいご意見をいただきました。こういった意見を重く受け止め、今後の国民健康保険の運営については、皆さま方の意見を聞きながら、住民の負担が過度にならないような財政運営を行ってまいります。

本日は、報告事項として「国民健康保険税率等の改定の状況について」など3点ご報告させていただきます。

町としまして、持続可能な国保運営の実現のため、国保加入者の皆さんの負担を考慮しつつ、適切な国保財政の運営に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、国保のなお一層の健全な運営に向けて、忌憚のないご意見やご論議を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

3. 会長挨拶 （三宮会長挨拶）

皆さんこんにちは。

今日もお忙しいところを出席いただきありがとうございます。

健康福祉部長からの説明があったが、3月19日に議会が閉会し、本会議において税率改正の条例案については賛成多数で議決となった。しかし、税務を所管する総務委員会では、所管の委員5人のうち2対3で否決となった。その後、全体の本会議では、全議員16人で議長を除き、うち5人が反対され、うち4人の反対意見を要約してお伝えする。

ある議員は子育て支援の観点から反対であり、低所得の非正規の被保険者が増えていく中での国保税率の引き上げは、今の子育て支援少子化対策に逆行するという意見だった。別の議員は、たばこ税やふるさと納税を財源として活用できないかという意見で、一般財源を法定内・法定外を問わず繰り入れることは違法ではなく、行って良いのではないかという意見だった。3人目の議員も財源不足について一般財源を活用できないかという意見、4人目の議員も国の法律に基づきやっていると負担額が大きく、国を動かすためにこれ以上は耐えられないという声を町からも上げるべきだという意見だった。

また、国保運営協議会の議事録を読まれていた議員の中には、本委員会の委員との会話の中で増税反対の意見だったとして、答申が住民（委員）の意見を汲み上げていないのではないかと言われた議員もいました。今日は、各委員の意見をそれぞれいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

4. 議 事

(1) 報告事項

①国民健康保険税率等の改定の状況について（報告）

会 長：「国民健康保険税率等の改定の状況について」の説明をお願いします。

（資料に基づき、「国民健康保険税率等の改定の状況について」説明）

委 員：最終的な結論は、資料1・2ページ目に均等割と平等割額の合計額の増分が記載してあるが、加入者平均1人当たり年6,300円の負担増という理解で良いか。

事務局：資料1・2ページ目は、国保税率等の改正前と改正後の所得割、均等割、平等割の比較について示しています。均等割と平等割額の合計額の増分は、言われるように6,300円ですが、それに所得割2%が増加分となります。均等割と平等割額の6,300円と所得割の合計で、世帯の上がり幅が出てきますが、それぞれ世帯ごとに要件の違いがあり、一概に国保税額を示すことは難しいですが、参考としては、1人当たりの平均国保税は、介護保険の対象外となる人（40歳未満、65歳以上）は、1人当たり平均9,400円程度年額で増加し、さらに医療保険の保険税に上乗せして徴収される40歳以上65歳未満の人が対象となる介護保険分は、更に1人当たり平均8,800円程度年額で増加することになり、介護保険の対象となる人については1人当たり1万8,000円程度増加することになります。

委 員：第2回目の審議会では、1億7千万円の赤字、第3回目では1億9千万円の赤字ということであったが、その時に増えた赤字額の2千万円について国保税を上乗せすることは反対と言ったが、一般会計からの繰入金で1億円、増税として賄う分は7千万円で、今回の増税分1人当たり1万8,000円程度×加入者数で、赤字額が補填できるということか。内容が難しくわかりにくいことから、加入者に個人でいくら増税となるか聞かれた際に答えるのが難しい。

事務局：今日は配布していませんが、前回配付の資料でモデル世帯のシュミレーションを4パターンお示ししています。その中のパターン1では、7千万円の増税に対し、国保の世帯ごとの所得状況に応じ、モデル世帯を8種類示していますので、それぞれ世帯や所得状況に応じてあてはめていただければわかると思います。例えば、ある程度の目安になりますが一番金額が低い人は年間で2万円程度の国保税額で年間1,000円の増税になります。一番金額が高い世帯については、年間8万円程度の増税になります。また、税率等の改正内容については、5月号の広報誌にある程度の詳細について、掲載を予定していますが、それぞれの世帯ごとに要件が異なりますので、詳細については、お尋ねいただければと思います。

委 員：総務委員会で否決されたということだったが、議員は私たち協議会の委員よりも勉強されているので、税率が低い方が負担が少なくて良いとわかってはいるが、税率等の引き上げ額が高かったため反対されたのかと思ってしまう。

事務局：いろいろな意見の中にも、税率というよりも国民健康保険自体がセーフティーネット的な役割を果たしているという観点から、町が積極的に財政出動して、法定外繰入金は1億円以上にすべきなど、そもそも税率が高い・低いとは別に一般会計からの法定外繰入額を増やすべきだという意見もあった。

会 長：政党の考え方として、色々な考え方があり、国民健康保険制度が反対だという意見の議員もあり、難しいと思った。若手の議員が、農村部の若者と意見交換をしたときには、自分たちは税率が上がることで自体は納得しているという意見も聞いており、様々な考え方があると思っている。

委 員：町民の15%が国民健康保険の加入者であり、それ以外の85%はそれ以外の健康保険となり、法定外繰入金として税金の一部を使うということなので、国保の加入者としては、それ相当の負担はやむを得ないと思う。

委 員：国保税率等の引き上げがあったため、3月議会の本会議を傍聴し、反対議員の意見も最もだと思った。令和12年に熊本県で国保税率等が統一された場合に、町の今の税率等より下がることは考えられないため、令和12年に向けて段階的な税率等の引き上げは考えなければならない時期だと思う。また、町民の85%は国民健康保険以外の健康保険となり、法定外繰入金として税金の一部を国保財源として活用するということであれば、国保の加入者としては、それ相当の負担はやむを得ないと思う。

委 員：今日の資料で国保税の様々な軽減制度は、今回の増税分1人当たり平均1万8,000円程度だが、低所得者はこの額よりも増税額は下がるのか。所得が少なく子どもが多い世帯の増税は辛いという声を聞いたが、こういった人たちは申告により軽減は受けられるのか。一世帯ごとに事情が違っているので、増税の中身が見えづらいので、全体としては、平均1万8,000円程度増税となるが、一世帯ごとの事情で全く違うのか。

事務局：軽減の対象となる低所得者は、保険税は軽減により下がりますが、高所得者については、一人当たりの平均よりも高くなります。軽減の適用については、申告制度というよりも課税する際に所得状況を確認しますので、軽減対象であれば自動的に国保税額が軽減されます。

委 員：議員の反対討論もある程度理解できるが、議員も委員会の中で討議をしながらどこから財源を持ってくるかまで議論して、全てダメダメというだけではなく、議会と行政とで話し合いをして可能な財源があれば活用してほしい。被保険者の立場としては、高齢になって年間8万8,000円増税は物価高騰もあり、非常に厳しいと思うが、赤字を放置して、赤字が増えたらどうするのかとなるので、思い切って増税するしかないと思った。委員会としては赤字をクリアしていかないといけないが、他の議員は農家の高齢者で国民健康保険を使っている人はとても厳しいと言われているところです。賛成している議員の中には、国に強く働きかけをされると言われた議員もいるため、行政もしっかりと話をしてほしい。高額な治療をしないで済むように、自分の健康は自分で守っていく

という考えで、健康診断を徹底的に行ってほしい。

委員：軽減された税金はどこから補填されるのか。

事務局：国県から保険基盤交付金等が交付されます。

会長：議会から意見書を国に出す予定としている。また、今後の税率の上げ幅がとても気になる場所なので、出来るだけ費用を抑えていけたらと思っている。

会長：他に質疑等ありませんか。（質疑なし）

②令和6年度大津町国民健康保険特別会計予算の概要について
会長：「令和6年度大津町国民健康保険特別会計予算の概要について」説明をお願いします。
（資料に基づき、「令和6年度大津町国民健康保険特別会計予算の概要について」説明）

会長：ご意見等ありませんか。（質疑なし）

③大津町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
（案）概要について
会長：「大津町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）概要について」説明をお願いします。
（資料に基づき、「大津町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）概要について」説明）

委員：医療費については、医療技術の進展に伴い跳ね上がる一方だと思っている。80歳、90歳でもとても元気が良いので、当然お金がかかってくる。また、とてつもなく効果があって高い薬がある。例えば昔なら治療できなかった病気も目薬数滴で十数万円のものを使用すると治ってしまうが、海外製のため金額が跳ね上がってしまう。これでは、医療費は下がるはずはない。しばらくこういう状況が続いていくのではないかと考えている。

委員：健診は徹底的に受けてもらって、自己管理をしていただいた方が良い。データヘルス計画は、素晴らしい取り組みだなと思う。時間はかかるかもしれないが徹底的にやっていただいた方が良い。自分で自己管理も行わずに税負担ばかり増えてもどうしようもない。

委員：薬剤師としては、ジェネリックを使用すれば医療費は削減できたが、製薬企業が問題を起こし、ジェネリックが使用できなくなって高い先発薬を使っていた時期あったが、まだ改善されずに申し訳なく思っている。また、参考資料の2

の医療費の推移で、令和４年度のがんの医療費が３千万円高くなっているが、早期発見ができなくて重篤になって手術等の費用が高かったのか。

事務局：がんの医療費が高くなっている要因は、令和３年度と４年度を比較するとレセプト件数も患者数も増加しています。がんの治療は手術や化学療法など複数回の治療で、入退院を繰り返すことが多く、高額な治療費がかかる傾向があり、そのため、がんの医療費の伸びが大きくなっていると考えています。また、コロナ禍の受診控えの影響で令和２年度は健診受診率が下がっており、こういったことが影響して一部ではがんが重篤化した状況で発見されていたのではないかと推測しています。

委 員：こういったがんが多いのか。

事務局：レセプト枚数が多いのは、男性であれば前立腺がん、女性であれば乳がんが多くなっています。男女共通して多いものは、大腸がんと肺がんになります。

委 員：自分の娘は、３０代で子宮頸がんとなり亡くなった。入院の際も出産経験がないためがんの手術はできないと言われ、それから抗がん剤治療を開始した。「途中で１回止めて続ける」ということを何回か繰り返したため、相当医療費はかかったと思う。

会 長：広報４月号に特定健診等のお知らせがありますので、住民に出来るだけわかりやすくお知らせして、受診率を上げられるように各委員からも口コミで広げていていただけたらと思う。

会 長：ご意見等ありませんか。（質疑なし）

これで予定していた議題はすべて終了しました。

５．閉 会

以上をもちまして、令和５年度第４回大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会します。